

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について.....	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（11月18日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第12号～議案第13号一括上程	7
日程第4 議案質疑及び一般質問	12
閉会宣言	27
会議録署名議員	27
発言通告一覧表	28

津資組第 276号
平成23年11月11日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会 11月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第12号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第12号

平成23年11月11日

平成23年11月18日（金曜日）午前11時、津山圏域資源循環施設組合
議会11月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 278号
平成23年11月11日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第12号 平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
議案第13号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）

平成 23 年 11 月 18 日

1 1 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
11 月 18 日	金	全員協議会（午前 10 時） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）11 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午前 11 時） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑及び一般質問 採決 閉会	

平成23年11月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成23年11月18日(金) 午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第12号 平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算
議案第13号 平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算(第2次)
- 日程第 4 議案質疑及び一般質問

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 1 2 号～議案第 1 3 号 一括上程
第 4	議案質疑及び一般質問

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	岡 安 謙 典	欠席		9	浦 矢 薫	出席	
2	北 本 周 作	出席		10	日 並 克 己	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	〃		11	岡 本 良 市	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	福 田 弘	〃	
5	津 本 憲 一	〃		13	井 戸 賢 一	〃	
6	西 野 修 平	〃		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	日 神 山 定 茂	〃	
8	村 田 隆 男	〃		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	会 計 管 理 者	野 上 二 郎
副 管 理 者	山 崎 親 男	事 務 局 長	村 上 祐 二
〃	西 田 孝	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	定 本 一 友	総 務 課 参 事	山 本 倫 史
〃	大 下 順 正	施 設 課 参 事	平 井 清 治
理 事	田 口 順 司		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課主幹	立 石 克 之	施設課主幹	松 原 寿 治
総務課主幹	杉 山 義 和	施設課主査	安 道 智 秋
総務課主幹	平 井 良 幸	施設課主任	松 岡 誠 志
総務課主査	金 田 真 由 美	総務課主査	間 山 秀 樹

会議場所 津山市役所 議場

平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合 11 月定例会議事録

(開会

開会宣言 午前 11 時 5 分)

●議長（松本義隆氏）

ご着席をお願いいたします。

本日、平成 23 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては御多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様です。

ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が岡安謙典君から出ております。

定足数に達しておりますので、これより平成 23 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（松本義隆氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、2 番 北本周作議員、11 番 岡本良市議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

●議長（松本義隆氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 12 号～議案第 13 号一括上程

●議長（松本義隆氏）

次に、日程第 3 に入り、議案第 12 号「平成 22 年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」、議案第 13 号「平成 23 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第 2 次）」を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日、ここに津山圏域資源循環施設組合議会 11 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、誠

にありがとうございます。

去る10月29日、第1回施設建設・運営事業者選定委員会を開催し、設計・建設・運営を包括的に行うDBO事業者を選定する作業に着手を致しました。このことによりまして、いよいよ領家地区における新クリーンセンターの建設にむけ、事業推進の一步を踏み出したところでございます。本会議の開会にあたり、改めまして、これまでの経過及び事業方針について、管理者としての考え方をご説明申し上げます。

昨年3月、津山圏域資源循環施設組合管理者に就任して以来、新クリーンセンター建設事業は、津山市が構成団体の一員として取組んでいかなければならない大事業であることから、津山市長として、それまでの事業の進め方について検証を行いました。

検証では、新クリーンセンター建設事業は、津山圏域資源循環施設組合を構成する5市町の住民生活に不可欠な施設でございまして、早期完成が求められていることから、領家地区での事業推進を図るべきと、このように判断をいたしましたところでございます。

しかし、公募申請の誤りなど、これまでの取組みに問題点がなかったわけではなく、今後の取り組みについて改めるべきは改め、必要な修正を行うことといたしておりました。

以後、地域をはじめ関係者の皆様からご意見をいただき、可能な限り意見を取り入れ、次の項目について、事業の見直し、修正した事業方針を決定いたしましたところでございます。

はじめに、施設の完成時期についてでございますが、これまでの計画では、平成26年4月としておりましたけれども、事業の見直しを行ったことにより、平成27年12月としていきたいと思っております。

次に、これまでの計画を修正した項目について、ご説明を申し上げます。

まず、1点目は、熱回収施設、いわゆる焼却施設の規模縮小を図ってまいります。関係者の皆様からいただきました意見も参考にしながら、より一層のごみ減量化を進め、焼却施設の規模を、これまでの計画の1日150トンから128トンに縮小し、11億円の建設費削減を目指していきたいと思っております。

2点目は、自然環境や住環境に最大限配慮した施設配置計画といたしました。最終処分場については、近隣住宅への圧迫感をなくすため、これまでの配置を変更するとともに、2期にわけて建設することになりました。熱回収施設とリサイクル施設については合築し、その効果として約4億円の経費削減を図り、焼却施設の規模縮小とあわせ約15億円の経費削減を図っていきたいと考えております。

また、現在の地形の改変を最小限にとどめることにより移動させる土の量を減少させるなど、これまで地域の皆様が、守り受け継いでこられた里山の風景を出来る限り保全する計画に努めました。

3点目として、事業推進にあたり、住民の皆様に、少しでも安心してもらい、あわせて事業への御理解を深めていただけるよう土壌の再調査を実施してまいりたいと思っております。

建設予定地の未改変部分は、将来にわたる環境監視の視点から、現状把握のための事前調査を実施し、安全、安心に暮らせる環境整備に努めていきます。なお、組合が土地を

取得する以前に行われた土壌調査で、環境基準値を超える値が検出されており、組合で安全性を確認できていなかった2箇所については、今回、土壌汚染対策法に準拠して調査を行い、すべての資料が環境基準値未満であるとの結果を得て、安全性を確認できたことをご報告させていただきます。また、前所有者が公共工事の残土を受け入れた箇所についても、工事を開始する前には、改めて必要な調査を行い、土壌の安全を確認した後、作業を進めて行きます。

4点目は、エネルギー活用の取り組みでございます。これからの時代ニーズとして求められる、ごみ焼却発電による熱エネルギーの活用を図っていきます。あわせて、最終処分場の屋根を有効利用した太陽光発電にも取り組んでまいります。

5点目は、覚書については、公募条件を適合させるため一度白紙に戻した上で、新たに基本協定を締結します。協定には、焼却施設・リサイクル施設・最終処分場の3施設を明記し、新クリーンセンターの位置付けを明確にすることとします。

次に、周辺対策事業についてでございますが、新クリーンセンターは、迷惑施設としての認識にたち、施設の建設及び運営を円滑に推進していくとともに、周辺地域の皆様のご理解をいただくことを目的として、組合と構成自治体が役割分担をしながら取り組んでまいります。周辺対策事業の実施にあたりましては、施設建設に伴う事業は組合負担において、その他の事業は建設予定地の津山市、隣接する鏡野町が分担することとします。

最後に、この新クリーンセンター建設事業にともない、建設予定地の領家地区住民を含んだ反対運動が生じていることです。行政も、これまでの事業の進め方について反省し、反対される住民の意見も取り入れながら事業計画の見直しもしてまいりました。今後も、今回お示した事業方針に沿う中で話し合いを継続し、ご意見をいただき、少しでも心が和む事業の推進を図っていきたくと考えております。

終わりになりますが、これまでの事業の見直しあるいは修正に時間を要しましたことにつきまして、お詫びを申し上げますとともに、これからの新クリーンセンター建設の事業推進にあたりましては、議員及び住民の皆様のご協力をいただく中で、施設の早期完成、稼働をしてみたいという私の決意をお示しさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいま上程をされました議案につきまして、ご説明を申し上げたいと思っております。

議案第12号「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算の認定を求めるものでございます。

決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

歳入につきましては、予算額5億3,832万2千円に対しまして、収入済額3億5,793万3,337円となっております。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出につきましては、予算額5億3,832万2千円に対して、支出済額は1億8,460万

6,198円となっており、歳入歳出差引額残高は1億7,332万7,139円となっております。

決算に関する関係書類につきましては、監査委員の審査に付し、その結果は会計決算審査意見書のとおりでございます。

次に議案第13号「平成23年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業」について、DBO事業に関する債務負担行為を計上するものであります。なお、議案第12号については、後ほど大下副管理者よりご説明させますが、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（松本義隆氏）

補足説明。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは、ただいま上程されました議案第12号「平成22年度津山圏域資源循環施設組合会計歳入歳出決算」につきまして補足説明を申し上げます。

それでは、歳入決算から申し上げます。お手元にお配りいたしております決算書の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思っております。

45款 分担金及び負担金 10項 10目 分担金は、予算額、収入額とも2億6,589万5千円で、構成5市町の分担金でございます。55款 国庫支出金 20項 15目 衛生費国庫補助金は、予算額1億2,009万5千円、収入済額3,481万1千円でございます。これは循環型社会形成推進交付金でございます。65款 財産収入 20項 15目 物品売払収入は、収入済額102万9,661円でございます。これは建設地の文化財発掘調査地の樹木の伐採に伴う樹木売払収入でございます。次に80款 繰越金 10項 10目 繰越金は、予算額4,777万3千円 収入済額4,777万3,247円です。このうち3,763万2,247円が歳計剰余繰越金、それから残額の1,014万1千円が繰越事業繰越金となっております。次に85款 諸収入 20項 10目 預金利子は、予算額1,000円に対して収入額は6万5,019円となっております。50項 15目 雑入は、予算額5万8千円 収入額5万9,410円でございます。これは、主に雇用保険料の個人の負担金でございます。次に90款 組合債 10項 25目 衛生債は、予算額1億450万円 収入済額830万円となっております。

歳入全体としまして、予算現額5億3,832万2千円 収入済額3億5,793万3,337円でございます。差額は1億8,038万8,663円となっております。

続きまして歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。

10款 議会費 10項 10目 議会費は、予算額193万7千円 支出済額101万3,068円で、不用額は92万3,932円となっております。主な支出の内容は議員の費用弁償、及び消耗品費でございます。15款 総務費 10項 10目 一般管理費は、予算額1億5,049万7千円 支出済額1億3,581万8,289円 不用額1,467万8,711円でございます。内訳としまして、主なものにつきましてご説明申し上げます。1節 報酬764万5,465円、これは囑託

職員3名分の報酬でございます。8節 報償費 は弁護士報償金等に78万8,920円が支出されております。13節 委託料159万6,027円につきましては、財務事務委託料150万円、クリーンセンターだより折込委託料9万4,027円 などでございます。14節の 使用料及び賃借料につきましては、まず、組合事務所に係る土地・建物賃借料144万2,280円、また、公用車・借上げバス賃借料101万3,560円は、公用車にかかるリース車両2台の借上げ料、及び視察等のバス賃借料2回分となっております。次に19節 負担金補助及び交付金は、構成市町に対して支出する職員人件費等負担金1億1,624万1,217円、また、市債償還金負担金8,342円は、施設建設地の進入道路・周回道路整備について津山市の起債について実施したものの負担金でございます。

続きまして、決算書の9ページ、10ページをご覧くださいと思います。

60項10目 監査委員費は、予算額77万3千円 支出済額は12万3,323円 不用額64万9,677円となっております。内容は、9節 旅費11万3,600円が監査委員の費用弁償 11節 需用費 9,723円は消耗品費でございます。

総務管理費と監査委員費を合わせました合計の15款 総務費は、予算額1億5,127万円、支出済額1億3,594万1,612円、不用額1,532万8,388円になります。

続きまして25款 衛生費20項20目 施設建設費につきましてご説明申し上げます。

予算額2億7,443万6千円 支出済額4,406万9,656円 翌年度繰越額1億2,452万4千円 不用額1億584万2,344円でございます。これはクリーンセンター建設事業に係る委託契約が主なものでございます。このうち13節 委託料 について備考欄でご説明を申し上げます。まず、契約支援業務420万円、技術支援業務86万1千円、環境影響評価業務1,500万円、敷地造成及び最終処分場実施設計業務1,444万円、ごみ処理量見直し等業務94万5千円、埋蔵文化財発掘調査111万458円、クリーンセンター建設地地図訂正業務42万円、これは平成21年度からの繰越事業でございます。埋蔵文化財調査区域樹木撤去作業577万5,750円、これも平成21年度からの繰越事業でございます。繰越不用額は樹木撤去作業の範囲縮小等によりまして880万4,250円となっております。

なお、委託料の繰越明許費に計上されております1億2,452万4千円は、埋蔵文化財調査等業務、敷地・進入路の実実施設計業務、調整池の測量設計業務、最終処分場の実施設計業務に係る委託料として、平成23年度に繰越を行っております。

続きまして、65款 公債費10項15目 利子は、 予算額1,157万8千円 支出済額358万1,862円 不用額799万6,138円となっております。

最後に80款 予備費10項10目 予備費は、予算額9,910万1千円でございますが、支出済額はございません。したがって、不用額9,910万1千円となっております。

歳出全体としましては 予算額5億3,832万2千円 支出済額1億8,460万6,198円 翌年度繰越額が1億2,452万4千円 不用額2億2,919万1,802円 となっており、歳入総額との差引残額は1億7,332万7,139円となりました。

続きまして、11ページの実質収支に関する調書をご覧くださいと思います。

歳入総額 3億5,793万3千円 歳出総額 1億8,460万6千円 歳入歳出差引額は1億

7,332万7千円でありまして このうち繰越明許費繰越額に係る一般財源1,686万9千円を差し引きまして実質収支額は1億5,645万8千円を次年度へ繰り越すものでございます。

最後に12ページ、財産に関する調書をご覧いただきたいと思っております。

組合で所有している財産は施設建設用地29万6424.71平方メートルでございます、昨年度からの異動はございませんでした。以上、補足説明とさせていただきます。

●議長（松本義隆氏）

提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案質疑及び一般質問

●議長（松本義隆氏）

これより、日程第4に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。

それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。

4番、末永弘之君、登壇。

△4番（末永弘之氏）〔登壇〕

それでは、質問をさせていただきます。

監査委員さんには、丁寧な「監査報告」をいただき、資料ありがとうございました。

まず、監査委員さんにお聞きをしますが、意見書の「まとめ」の所で、「今後の事業推進にあたっては、関係者の理解と協力を得ながら、適切な事業推進を望む」とされていますが、この「望む」ことの、意味合いはどう理解したらよろしいか、お聞きします。関係者には、領家での事業推進に「賛成・反対」の二つが有ります。一般的には、揉めているという意味で言いますと、賛成している人に「さらなる理解をもらう」というのではなくて、どちらかという、「反対している人」に、理解をもらおうと、解すべきだと思いますが、どのようにして理解を得ると、指摘をしたのか教えてください。

平成22年度は、津山市長が「領家についての検証」を行いました。22年度管理者会での、一つの仕事は、「この検証の結果をどう受け止めるか」だったと思っております。したがって、22年度の総括として、「検証をどう思うか」お尋ねします。

まず、「土地買収」についてですが、検証で「批判的な事を指摘しているけれども、当時の管理者会議とか議会とかで、正式な手続きを経て購入したもので、検証が副管理者を含めての統一見解とはならない」という意見がありました。それ以外は、全体として管理者会議では、「了解」されておるものと。

問題の一つであります「公募様式に基づいて申請されている領家の書類上の不備」は、認めながらも、「適地選定委員会で、特に異議も無く領家が決められたから、問題はない」との結論を出され、それを管理者会議では、後追い承認のようになっているわけです。

申請書類について、私が、何回も、「公募様式では地元・周辺町内の代表、地権者が『共同申請をする』ことが義務付けられております。しかし、領家の申請書は地元町内会が『連合町内会会長』の名前となっており、周辺地域に、領家町内会長の名前と中北下町内会長の名前だけが書かれ、鏡野町側の名前が無い。」このことなどを指摘してきました。

この問題について、何回か指摘してきたわけですが、いまだ、解決しておりません。書類を元に戻すことは不可能であっても、何らかの対策は必要ではありませんか。どのように思いますか。管理者の見解を求めます。

そして、副管理者、どなたか「土地買収問題」について代表で答えてください。前の管理者の時に、議会で「市長選挙がおわるまで購入すべきではない」と指摘をしたら、前管理者は「新クリーンセンター建設は急いで建設をしなくてはいけない」との旨を答弁されて、購入の時期は明確にしませんでした。結果として、「選挙1カ月前に平成22年1月14日の臨時議会で「土地取得」についての議決を多数決でしてしまいましたが、その時に、市長選挙後の問題で意見が出されました。その時にも、購入時期、年月日は、議決も、相談もしておりません。この経過は1月5日に管理者会議が行われ、「土地買収行為」の議案を協議し、その翌日の6日には、地権者と仮契約を結びました。14日に先程言いましたように、本会議があって、多数決で議決です。まさに、スピードよろしくやったわけです。前管理者は、司法書士事務所を持っていますから、手際の良さというのは熟知していたわけだろうと思いますが、議会答弁とかなり違う行為がここにあるわけです。この経過でお尋ねしたいのは、正しい手続きで購入したと、副管理者のみなさんの意見ですが、内容としては、何日に買うという協議をどのようにしたのか、その時に、市長選挙前に購入することについての是非論をどう論議をしたのか、改めてお尋ねいたします。

さらに、鏡野町の山崎町長にお聞きしますが、8月議会でも指摘したことと関係がありますが、「鏡野町側・下原上・下原下町内」は、周辺として共同申請者にならないといけないのに、申請書類を出す段階では、忘れられていた訳です。忘れられた地域の責任者として、このことを、今、どのように思って「領家での事業推進を行なう」気持ちなのか、下原下・下原上の住民が納得できる答弁をお願いします。

2007年、平成19年の6月25日、ブロック協議会正副会長会議で、適地選定委員会の報告に基づいて現地を視察し、建設予定地として領家を決定した訳ですか、当然、山崎さんは、「公募の条件として、周辺地域が共同申請をする」ということを承知したはずですから、鏡野町下原上と下原下の町内が「共同申請をしていない」ことを指摘して、自らが、とても気にしていたと言われる鏡野町久田地域のほうを「書類が正しく申請されているのに、何故、久田ではなくて、領家なのか。」と、意見をいうべきではなかったのでしょうか。なぜ、それができなかったのかを答えて下さい。

次に補正予算第2次に関して、お聞きします。いよいよ、この債務負担行為で、新クリーンセンターを領家で建設をする、という、予算化が始まっていくわけです。DBO方式で行うことも、契約ということにもなっていくわけですが、債務負担行為は「金額」が明示されておりません。全員協議会では、色々と意見を出されましたけれども、何故、金額を明記しないものを、議会に認めろという乱暴な措置を講じるのか、理由を教えてください。

これでは、議会が、「白紙で管理者にまかせる」という、白紙委任と同じことだと言わ

なくてはなりません、津山市独自の問題ですが、かつて有名な「アルネの床購入問題、駐車場購入問題」だったかもしれません。債務負担行為を、今回と同じように、金額の無いものが提案され、前々回の市長のころだったと思いますが、さらに、ゴミ処理に係る綾部の「産業廃棄物施設の購入案」これも初期の段階では、「金額の無い、白紙委任の債務負担行為予算」が問題になったと記憶しております。いずれもが、最終的には金額を明記したものに置き換えるという措置も、議会ですてお願いしてきましたが、大いに揉めたわけです。結果的には、二つとも、今でもへんちくりんな課題を残したままになっている。白紙だったら、やっぱりどうしても疑問が残ってはいけません。こうした津山の苦い経験は、何を物語っているのか、考えて見てください、津山の政治を、大きく二分し、行方を左右する重大事項のときに、市民を「たぶらかす」というんか「騙そうとする」場合によくこの白紙委任方式が使われたと言わなくてははいけません。今回、その苦い経験を繰り返すというんでしょうか、明確にしてください。

次に、事業推進という点で気になるのは、領家の申請用紙にもういっぺん戻ります。地元町内会の欄は、領家町内会の代表、周辺町内会では、中北下と下原上と下原下の町内会代表でなくてははいけません。しかし、そうはなっていないんです。何回も指摘してきました。これからの事業推進を考えても、この、申請書の「原点」に、物事を返してしまわないと、書類が進化したり、書く欄を間違えた、とか、既に治癒されたとか、の妙な現象だけが残ってしまいます。行政が「間違いを間違いのままにしておく」というのはよくありません。せめて、新クリーンセンター建設に対する「公害防止協定を結ぶ相手」とか、迷惑施設としての「住民との話し合いの窓口」とかを、申請書で、名前がないといけなかった地域である、領家と、中北下と、下原上と、下原下の4地域を最重点地域にしていく、などが必要ではないかと思えます。管理者及び、周辺地域である、鏡野町町長さん、山崎副管理者の見解をこの点でも求めます。

これに関連して、宮地管理者は、前任者の「企業誘致的発想」の間違いさを強調して、文字通り、「ごみ処理施設は迷惑施設だ」としました。このことによって、関係する地域から、代替えとしての事業要望が、多く出されるという結果を生むと思えますけれども、その地域は、建設予定地に直接、関係する、接しておる先ほどいった地域、領家、中北下、鏡野町側は、下原の上と下、500メートル以内ということを見ると、鏡野町は薪森原が入ってくるんでしょうか。この地域を「周辺地域」として考えないと、例えば、「連合町内会」とかを一つの単位と考えますと、かなり、広い地域全体が事業推進になっていくと思って、大変な金額がいるんじゃないかと思えますので、これはどうでしょうか。と考え方をお尋ねして、登壇での質問を終わります。

●議長（松本義隆氏）

はい。管理者 登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

末永議員のご質問にお答えをいたします。まず最初に、義務になっている地元・周辺町内会の代表、地権者の共同申請について、書類を元に戻すことは不可能であっても、

何かの対策が必要ではないか。とのお尋ねでございます。地元・周辺町内会の代表、地権者の共同申請につきましては、提出をされました申請書と、位置図などの添付書類をもって、客観的に判断した時に、申請を一度白紙に戻し、やり直すという結論に達することは、出来ないと考えているということは、8月臨時会でもお答えをしたところでございますが、今後事業を進める中で、管理者会の課題としてまいりたい、と考えておるところでございます。

次に、金額を明示しない債務負担行為を、議会に認めろというのは、乱暴ではないか、とのお尋ねでございます。金額を明示しない債務負担行為につきましては、地方自治法施行規則第14条の規定に基づきまして、予算の調整の様式により、限度額の金額表示が困難なものについては、文言で記載することができるとされていることによるものでございます。債務負担行為は、あくまで、契約等で発生する債務の負担を設定する行為でございまして、現時点では、まだ歳出の予定が確定しているわけではなく、現実に現金支出が必要となった場合には、あらためて歳出予算に計上し、ご審議をいただくこととなります。当然、後年度にリスクを先送りすることとなるため、財政運営において、特に気をつけていかなければならないと、このように考えております。今回の債務負担行為は、今年度、熱回収施設及び、リサイクル施設を建設・運営するDBO事業者を選定するための入札公告を、平成24年1月に行うために必要となるもので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、新クリーンセンター建設に対する、公害防止協定を結ぶ相手、迷惑施設としての住民の窓口を、領家・中北下・下原上・下原下の4地域を、最重点地域にしていくことが必要ではないかとの、お尋ねでございます。新クリーンセンター建設に対する、公害防止協定を締結する相手方につきましては、今後検討してまいりたいと思います。迷惑施設としての住民の窓口につきましては、地域における自治会の慣習も尊重しなければならぬと考えておりますが、今後、管理者会に諮って、検討してまいります。

次に、迷惑施設の代替えとしての、事業要望に対して、整備事業を実施する周辺地域の位置付けに関する基本的な考え方についてのおたずねでございます。周辺対策事業は津山圏域資源循環施設組合が設置する、クリーンセンターの建設及び、運営を円滑に推進し、周辺地域との協調を図ることを目的として、組合と、津山市、鏡野町が分担して実施してまいります。組合と関係市町が分担しておこなう周辺整備事業の対象地域は、施設に隣接する地域を基本に自治会の慣習を勘案して決定しておりますが、管理者会に諮って、検討してまいります。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

答弁。花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

それでは、末永議員さんの、ご質問に答弁をしたいと思います。

まず、土地取得について、何日に買うという協議をどのようにおこない、また市長選挙前に購入する事についての、是非論をどのように検討したのか、こういうお尋ねでござ

ざいます。まず、土地取得について、何日に買うという協議をどのようにおこなったかということですが、平成 21 年 10 月の組合臨時議会におきまして、土地取得予算は年内は執行しないということで議決がなされたところでございます。そのために平成 22 年 1 月 5 日に開催をされました管理者会におきまして、土地取得について、いろいろ、早期建設等も含め、各種協議をおこなってまいったところでございます。1 月 6 日に地権者と仮契約をおこなうことを決定をさせていただいた、ということでございます。

次に、津山市長選挙前に購入する事についてでございますが、この協議になりましたが、新クリーンセンター建設事業は、1 市 4 町で構成する一部事務組合の事業でございます。1 市の市長選挙があっても、できる限り早い施設完成が求められていると、いう判断に立ったところでございます。したがって、契約議案を上程いたしました。平成 22 年 1 月 14 日開催の組合議会臨時議会で、津山市長選挙前に土地を購入すべきではないというご意見をいただきましたが、その旨をお答えをしまして、組合議会の議決をいただいて執行したということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

△副管理者（山崎親男氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい、山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。周辺地域の責任者として、どのように思って領家での事業推進をおこなうか、どういう気持ちなのかというお答えであります。また、領家より、書類が正しく申請されている鏡野町久田地区の方が、適地であるというべきではなかったのか、というお尋ねであります。まず下原下、下原上地域は、クリーンセンターが建設される領家地区の周辺地区として、十分認識をしております。要望がありました事業を、精査をしまして、年次計画に従いまして、すでに周辺対策事業に着手をしております。鏡野町におきましては、事業等は従来、区長会を窓口にして実施しておりますので、周辺整備事業につきましても、郷地区が対象になっておりますことをご理解をいただきたいと、考えております。さらに、クリーンセンターの建設地の決定にあたりましては、適地選定委員会の中で作業が進められたものでありまして、津山市領家地区より、鏡野町久田地区の方が適地であると、意見は述べておらないのであります。さらに、新クリーンセンター建設に対する、公害防止協定を結ぶ相手、迷惑施設としての住民窓口を領家、中北下、下原上、下原下の 4 地域を重点地区にしていくことが必要ではないかというご質問でありまして、先ほど、管理者が述べましたように、同じ内容である、ということでありまして、公害防止協定を結ぶ相手方、迷惑施設としての住民窓口につきましても、同じ意見をもっておるということを述べさせていただきます。

●議長（松本義隆氏）

はい、中尾監査委員。

△監査委員（中尾義明氏）

失礼します。意見書の中で望むことの意味の件でございますが、お答えしたいと思えます。監査委員といたしまして、津山圏域クリーンセンター建設事業は、関係住民の方々にとりましては、住民生活に密着した重要な、そして関心のある事業であることを認識をいたしております。一方で、事業の推進にあたっては、今後解決していかなければならない課題も多々あるかと思えますが、今後の事業推進にあたっては、賛成していただいているの方々には、引き続き理解していただける進め方が必要であり、現在反対をされているの方々に対しましても、当局は真摯に向き合っただけでも、より一層粘り強く課題解決にあたっていただきたいということを望んだわけでございます。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、監査委員さんに再度お尋ねしますが、一組の議会じゃないんですが、津山の議会で、監査委員については、公表された事実に基づいて監査し、首長さんの政治手腕を評価するようになってらんのかと。こういう答弁しとんですね。だいぶ違うと思うんですよ。同じ人が、それでええんかという事を重ねてお尋ねいたします。

次に、宮地管理者の答弁に関係するのと、山崎副管理者の答弁に関係する、ま、いわば申請書類とか周辺整備とか公害防止協定とかなどなどについて、2人に同じような事をまたお尋ねします。鏡野町のやり方とか、自治会の慣習などにくちばしを入れるつもりは全く無いという事をまずお断りしておきます。しかし、事は、何が問題かと言ったらクリーンセンター建設するための公募の条件で、申請をする時に、地元と周辺の町内と一緒に共同で領家に来てくださいとお願いをする地域でなかったらいけなんだんですと言っとなんす。同意をするんでないんでな、同意と共同申請は大きく違いますよ。そこがね、間違っておるんじやから、そこを元へ戻すためには、どうするかという事を考えるべきだと言っとなんすよ。それで、鏡野町のシステムである区長会、いわば連合町内会が窓口になっとなんじやけん、それにまかすんでは新クリーンセンターの公募のやり方にはなじまんと言わざるを得んのです。そこを文書、書類を元に戻すのはインチキになるから出来ないけれども、実践の上でどう扱うか、この努力が管理者会にいるのではないんですかと、それが申請書類の間違いを元に戻す一つのあり方だと、こう言っとなんすよ。わかりませんかそこが。もういっぺん答えてください。

山崎さん大変失礼な事を言いますが、なぜ鏡野町の下原上と下原下の名前がないのか、私はあなたにも責任があると思うとんす。なぜかと言ったら、一つは、公募条件は、あなたは熟知しとかにやいけん立場なんす。よう知っとかにやいけん立場で公募したんじやから。そこには隣接する町は何でも、町内会は、何度でも言います、共同で申請してこいと書いとる。久米の側が申請書に鏡野町の名前がなかったけん、どうしたらよ

ろしいか言うて、言葉のあやは別ですよ。あんたとこ尋ねたら、あんたが郷地区の区長会を紹介したんじゃ。ここが間違いの始まりなんじゃ。その時に熟知しておったら、公募条件で言うて、なるほどひつついとるのは下原上、下じゃからここへ行ってください、こう言わにゃいけなんだ。ね？なんぼ鏡野町にどんな法律があらうと、どんな自治があらうとクリーンセンターの公募の時なんじゃから。郷地区の事業をどうするかいう相談でないでなこれは。答弁でありましたけれども。そんな事にくちばし入れようらんのもよ。勘違いしたら困りますがな。更に、答弁がありました、領家を決める時にちょっと待ちんさいと。私が知つとる範囲では、ね、18年の12月の16日に領家が書類を出した。その時には鏡野町は何にもハンコがない。あんたはそれを知つとった。なぜかと言ったら、5ヶ月後にあなたに相談が久米の側からあつとんじゃから。そしてさっき言ったように区長会を紹介したんじゃから。その後、決めるんじゃから1ヶ月後に。だったらその時に、私が知つとるのは少なくとも書類がおかしいんじゃないかなと思える、思えるでええんです。それよりも久田の方がよっぽど書類がきれいになつとると。こういう言わなんだからおかしいでしょうと言つとんです。しかも、同じ事ですが、12月の15日までが公募の期限で、そして16日から申請が始まつとる。失礼15日から。15日までが申請ですから、15日までに、今までの日程は全部15日までに変えます。それまでに届いた書類の中に鏡野町がハンコ押してない。あんたは知つとんじゃ、それを。なんぼ言うても知つとんじゃから。記憶のあるかないか、そんな事は聞きようらんのもんじゃ。流れの中から知つとる。だから、この間違いを正すべきだと言つとるんですよ。どうですか、もういっぺん答えてください。前に戻って書類を書き直せいうて無様な事を言よんじゃないんです。少なくとも、新しい管理者が、やむを得ん領家でやるという覚悟したからには、みんなが覚悟して苦労に苦労を重ねて、できるだけイロハのイに戻していく努力が必要。血へど吐いてでも鏡野町の郷地区の区長会の方々に申請書類の原点で下原上、下が窓口でなかったら困るんですよと言わざるを得んでしょうがな。そこに何の自治があるか、そこにくちばしを入れるんではないんです。当然、鏡野町のやり方というのは尊重せにゃあいけんし、くちばしは入らんのもんじゃ。何べんもいいますが、そこんことを間違わんような答弁をして頂きたい。公募条件にどう合わすか、もういっぺん答弁をお願いしたいとこのように思います。

それから、金額を明示してない債務負担行為、DBO事業選定に必要なじゃけんやむを得ん。そんな事は理解をしとる。地方自治法の説明もいらんのもんじゃ。地方自治法を何にも論議しよう言ようらんのもんじゃ。議決権を持つ議会に対して、私に白紙で、まかせんさいという議案がどこの世の中にありますかと言よんじゃ。全部を調べたら半分くらいそうだった。半分あらうと90パーセントあらうと駄目なものは駄目なんです。なんで金額が書いたものが表示できんものなら。権限を持つ、議決という権限を持つ議会に対して、失礼な、自分で言うたら生意気なけど、失礼じゃないかと、これは。この議案というのは。そう思えて仕方がないんじゃ。もういっぺんわかるようにしてください。

●議長（松本義隆氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

度々この件は議員と議論してまいりましたし、そしてまた、この相手方である下原下上、あるいは郷の町内会、あるいは鏡野町が定めておる芳野地区、様々に協議をしてまいったわけでありまして。その過程の中で、平成18年の12月の15日までとされておりまして公募条件。公募条件の中にはそれぞれ、その時には、それぞれ申請をされたところがあります。それには口を挟むものではありませんでしたが、5月になりまして、久米の方から代表の方が来られまして、是非、承認が、申請承諾が必要だというふうな事がありました。それを聞いたわけでありまして、それはその2地区だけにとどまらず、今、議員の申された連合町内会、鏡野町では郷地区と称しておりますけれども、郷地区の区長会で是非、協議をしてほしいというふうな事をそのお二人に申し上げたわけでありまして。その後につきましては、区長会で協議をされ、最終的には合同でその承認をされたというふうな事でありまして、事後でこの12月の公募期限には、私共はその申請書に鏡野町の2つの町内会の承認のハンコがない、了解のハンコがないという事は知り得ませんでした。

それから、実質は地元の2地区の事でありまして、鏡野町といたしましては、町議会の承認を得まして、特別にその地区を指定をいたしまして、協力しておる地区といたしまして、町が色々、要望を出されたものにつきましては真摯に精査をしまして事業を実施しているところであります。その中には、コミュニティハウスの新築工事、あるいは水路の改修工事等々もございまして、この組合との関係というものは直接にはない工事というふうなところでありますので、鏡野町でその事業を推進をしておるといふような事でありまして。

●議長（松本義隆氏）

中尾監査委員。

△監査委員（中尾義明氏）

先の津山市の9月定例議会での答弁との関連でご質問があったわけですが、監査委員は職務の中で市長の政治手腕等評価する権限等は持っておりません。こういった答弁をさせていただいたかと思っておりますが、この度の意見書については、判断や市長の評価や批判、そういったものをしておるものではございません。事業推進上、関係者の方々の理解と協力を得て、事業推進をしてほしいと願ったものでございます。以上です。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

先程の末永議員の再質問でございます。申請書類を元に戻せないとの関連の中で実践の上でどうするのかというご質問でございましたけれども、これらにつきましては、管理者会で諮りましてですね、検討、努力してまいろうと、こういう決意でございまして。

ございます。よろしくお願い申し上げます。尚、債務負担の件につきましては、事務局長の方から答弁させます。

●議長（松本義隆氏）

はい。村上局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。債務負担の関連でお答えをいたします。議員おっしゃられるとおり大変、私共心苦しいんでありますが、平成27年12月完成稼働という事を謳いあげておりますので、どうしても、この計画・予定でいきたいと、そういう事から発生しておりまして、現在、金額については地域計画の変更の中で精査中でございます。という事で、金額の表示が現段階では困難ということになっておりまして、来年2月の定例会では、きちっとお示しをさせていただきますので、その間お許しを頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

●議長（松本義隆氏）

はい。4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、監査委員さん、大変申し訳ないんですけども、ざっくばらんに言うたら、どうも言えるんじゃないかという感じの答弁ですね。どうも言えるんじゃない、世の中に確かに。じゃあ、あえて事業推進という気持ちを述べた言うんだったらお尋ねしますが、反対者の方に限ってでよろしい、どう粘り強く、どんな課題を解決するように望んだのか。ね、あなたは、協力してもらうように努力せえ言よんじゃから。何をどないにい、反対者だけでええけん、賛成者には言わんでええ、時間がないから。答えてください。何をどないにい反対者に、何をくどきやあええんならと。

さて、山崎町長の答弁と市長の答弁、これから検討するという全体論とすれば、わからんでもないで一応言っときます。一応言っときます。本当言うたらもうわかっとかにかいけんと思うんですけどね。さて、その、言葉のあやは色々ですけども、鏡野町自身が、何べんも言いますが周辺整備事業として郷地区区長会と過去の鏡野町の慣習、自治会の慣習で色々やられる事に一切口くちばし出す必要もないし、つもりもないんです。そんな事聞いとらんものよ。しかし、新クリーンセンター建設で公募で予定地を決めたんです。その、公募の条件の中で、鏡野町の下原上と下原下の町内は、どうか領家でやって下さいと共同でお願いしとかにかいけん地域なんですと。だとすれば郷地区区長会で事業の相談する動きとは全く無縁な行為でしょうがな。ひつついとる町内の方々が、領家でやってもよろしいという申請書にハンコ押すか押さんかいう課題だけなんですよ。さっき、知らなかったという答弁がありました。これは取り消さにかいけませんよ。知らん事はないと言って言ったでしょ、なんでか言ったら12月の15日までに書類が出された。誰が何を知恵をつけたんか知らんけれども、公募の条件に合うように、領家で決まるように決まるように適地選定委員会の内規を次々変えていって、とどのつまり鏡野町のハンコが要りますと、しかし、なかったんじゃけん減点だけでよろしい。2点だけ少のうしたげるけど、まあ鏡野町のハンコをもらうてきんさい言うて、申請書類が出た

後5ヶ月経ってあんたが言うたように、あなたとこへどうやったらよろしいかという質問をしたんじゃけん、ハンコがなかった事を知らなんだじゃ通らんでしょうがな言よんじゃ。ハンコを押すのを忘れとったけん、山崎町長、どないにしたらええかいうて久米町が相談に行ったんじゃあんたとこへ。そしたらあんたは下原上、下2つだけじゃいけんけん郷地区へ言ええとこう言うたんじゃ。という事は書類不備じゃいう事を知つとる事じゃがな。知らんとは言えれませんか。これは取り消してください。印鑑があるとかないとかじゃないんじゃ、鏡野町のかの字も書いとらん申請書なんじゃから、それをあんたにどうしたらええかいうて相談したのは書類を出して5ヶ月後。あなた今怒ろうとしたがな。それでどうもそこんところがわからんのです。この、今私が指摘した申請書に基づく正式なやり方。これを原点とした対応が必要なんですと言っておる。この方式をしっかりと鏡野町が腹に据えて、これからでも遅くはない、相談するいうて言よんじゃから。相談のテーブルについてくださいと、郷区長会の皆さん、この事だけは理解してください。その窓口が開くそこが整理できてこんと、全協でも問題になったし、たぶんそれを問題にしたんだろうと思うんですよ。あなたが今答弁した郷地区区長会を通じて、下原に公会堂を建てたり、農道を直したりしよう思よるそれ自由なんです。しかし逆に言うたら、これはね私が鏡野町の立場に立って言よるようなもんじゃ。組合、管理者の皆さん、副管理者の皆さん、鏡野町は忘れられとったんじゃけん。ここで思い起こしてくださいと、鏡野町で独自にやろうと思う公会堂でも農道でも道路でもよろしいが、せめてこの中から2つや3つは組合で拾い上げてくださらんかと。もともと間違うとったんじゃ、こらえてつかあさい。私のミスですけれども、せめて鏡野町の下原と下原の上下^{かみしも}くらいには、組合で何か1つや2つ事業してくれても過ちはないでなとこう言ったら、鏡野町が今、決めておる独自に色んな事をやろうというお金がだいぶ少のうなるがな。鏡野町は得をしますがな。こう言っとなんですがな。私が言うんじゃなしに鏡野町が言わにゃいけんので、これは。副管理者の方々負担金どうなるか別問題にしときましよう。これがなぜ必要かと言うと、申請書の原点のやり方なんですとこう言うてる。何べんも言よる。鏡野町の郷地区とか自治とか町自体の区長会を先頭にした事業申請を受け付けるとかそんなことは関係ねえんじゃ。クリーンセンターを建設するには、お互いがあなたも含めて公募でいくという事を決めたんじゃから。その公募に書いとる条件とおりにイロハのイで仕方がない、戻らざるを得んでしようと言っとなるんじゃ。それは書類を書き直すというでたらめをせえ言よんじゃない。鏡野町の自治のあり方に口ばしを入れえ言よんじゃない。しかし、その原点さえ開けたら鏡野町が事業費で得をする道があるんじゃないかなとこう言っとなるんじゃ。今、公会堂が組合でできるというような事を言うちゃおらんのんじゃ。ここを勘違いしとる、みんなが。あんな、ばかげな事をさすがに末永が言やあせんですよ。はっきりと言うときます。原点を変えたら、そういう可能性が少しでもあるんじゃないか管理者。少なくともね、忘れられた損害賠償ですがね。ひつついとる下原上下ですがな。1つや2つ組合で、副管理者の皆さん、何十億もかかる事業じゃないんですけん。なんとかしたげようやいう気持ちになるのが、今

まで間違ってきた事を整理する一つだと、たった一つじゃけんそれがなんでできんのならな。もういっぺん答えてください。

●議長（松本義隆氏）

この際、傍聴者に申し上げますけれど、議事の進行の妨げになるような言動はつつしんでいただきたいと思います。ご静粛にお願いいたします。

それから、答弁者に申し上げます。答弁者は質問に対する答弁を端的かつ明確に答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

はい。中尾監査委員。

△監査委員（中尾義明氏）

反対されておられる方々に何をくどけばよいのかというご質問ですけども、反対されている個々の課題があらうかと思えます。それらを解決していくために、やはり引き続いて真摯に話し合いを続けてほしい。そういった気持で私は望んだわけでございまして、その辺はご理解賜りたいと思います。以上です。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

管理者会として協議をしなければいけない。更には鏡野町の中の調整も若干必要になると、このように思いますので、今後協議をしていきますのでご理解を賜りたいと思います。今、答えは普通には出ない。先程、議員さんの申されるように鏡野町の中の協議も必要であるというふうな事をご理解を賜りたいと思います。

●議長（松本義隆氏）

はい。4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと、置いたままきたことを最初に指摘して再質問します。

まずは、花房副管理者、土地代、土地の購入の課題等の議会のあり方等を質問ののち答弁頂きました。ひとつだけ指摘をして答弁頂きたいのは、1月の15日でしたか臨時議会があった時の、14日ですね。秋山議員と議長席に今おられる松本議員と私とが、色々な事を質問してひとつだけ言うと市長選挙後に買うべきでないかと言ったんです。そしたらまあ、できんともできるとも言わんけれども、早くしたいからという答弁だった。実はこの時にすでに答弁にもありました1月の6日に仮契約をしとったんですね。この事件は、これが伏せられとった、誰も知らなんだ。管理者は知とったんでしょうけどね。仮契約しとったらどうなるか、釈迦に説法ですが、議決されたその瞬間に本契約に変わるんでこれは。わかりますか言よる意味が。14日に議決したらその日に、あるいは翌日かもしれません。細かい事は抜きに、なんもせえでも自動的に本契約に変わるんですよ仮契約というのは。その決まりがある中で、14日に、市長選挙後にやるべきだという質問に対して議会の、仮契約をしとるからもうあんた手遅れですがな、6日に

仮契約しましたと、今日議決してくれたら自動的に本契約に変わりますよと、こう答えなんだからいけなんじゃないかな。それを答えずにじゃね、市長選挙後とも前とも言わず急ぎますからよろしくという答弁を繰り返してきたんです。議事録見て下さいあの時の。これも議会をたぶらかした前管理者とはいえ無茶苦茶なやり方をしております。それで土地が買われたんじゃから。契約ができたんじゃから。なんで仮契約の事を本会議で答弁せなんだかわかれれば、まあ、花房副管理者がやった事じゃないんで、難しいかもしれませんが、本人がおらんようになってんじゃから、せめて知っとられる答弁をお願いしたい。

それから、債務負担行為、なんで今提案するんか、確かにDBO方式で27年12月稼働、これらを思うと債務負担行為という行為がバックにないと、事が前に行かんとここまでは理解するんです。じゃけど金額がないのはどうしても理解できません。それを言っとんですよ。これあの、事務局長の答弁があったように、だから債務負担行為がいるんだと、理解しとるよ、そこへ金額がいるがなとこう言っとるだけなんで、もういっぺん答えてください。

さて、これは管理者にも後で答弁頂きたいし、山崎町長にも、失礼、副管理者にも答弁いただききたいんです。本当にしつこい程、繰り返しになりますけれども、共同で、まず第一に、申請者本人は領家の町内会じゃなきゃいけないのじゃ。これが領家の書類では久米連合町内会の会長の個人の名前になつとる。その下に周辺町内で領家と中北の町内会長の名前になつとる。そこに、そこによ、あんたとこの下原下と上の人が名前を書いとかにいけなんじゃないと言よんよ。それを、あんたは知らなんだいうような事を言うとなんじゃから、まあ、本人がよう言わんから、議長、議長の権限でちょっと不細工なところを議事録から消しましょうや。という事だけ言っておきます。本当いうたら止めてね、整理したいんですよ、しかし時間も色々あるしね、そんな事ばあ末永がしよつたら怒られるからね、みんなに。そういう事が必要なんじゃない事くらいは認識しとってくださいよ、議事進行上は。本当は取消すべきです。そして、どうしてもそのところが理解できんのじゃ。なんでそのところにじゃな、あなたが本当いうたら、もう手遅れじゃがないうて、久米のYYさんが来とんじゃから、名前までわかつとんじゃからあんたのとこ行った人は。その時あんたが本当いうたら言うときやよかった。これは少なくとも鏡野町の議員さんもおられますけど、誰が考えても郷地区全体でじゃね、共同申請するという書類にはなっていないんです。明らかに周辺の町内が共同申請するようになつとんじゃから。下原下上しもかみしかありませんがな。それで中北下とこの3つが周辺の町内なんじゃ。途中で変なことになって代表者じゃけん中北だけでええんじやいうてばかな事を言うちゃいけませんで。下原下と上と中北が寄って名前だけでも中北使おうやいうて決めたんならそりゃその議事録添付して中北の名前だけでええけども、そんな事はしとらんじゃから。5ヶ月後に初めて鏡野町は知つたんじゃから。その原因の一端を作ったのは失礼ですがあなたにもありますよとこう言っとんじゃ。わかりませんよと、首をかしげよつちやいけませんがな。あんたとこに相談に来た時にもう時期が遅れとり

ますと、こういう言わにやいけなんだと言よんじゃ。しかも、失礼ですが、まあ、そりゃ鏡野町の町長さんとして、今までの経過や自治の慣習があるから郷地区を言うたんかもしれんけど、それでも公募書類を熟知しとったら下原上下^{かみしも}だろうと思わにやいけんと思うんですよ。なんでそれができなんだんか、もういっぺん答えて。で、これから整理するという、管理者、答弁ですけれども、へたに整理したんじゃいけんです。少なくともあなたは、前市長がやった間違いを間違いとして正すと、こういう方針を持って今日もそこで喋ったばあなんじゃ。やっぱり間違いは間違いとして正してもらわにや。書類を書き直す事はできんのじゃけん、これは罪になるん。そんなことより、もういっぺん決意を教えてください。

●議長（松本義隆氏）

はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

事業につきましてはご理解を賜りたいと思います。それから公募条件であります、公募条件というふうな事につきましては、議員申されたように、そのあるべきではなかったというふうな事は、その5月の時には理解をしておりました。しかし、その加えて、来られたその2名の方は、この同意というのは、まあ、サブ的と言いましょうか、そういうふうな事で、本来の審査は済んでおる、あるいは申請は済んでおるという事に加えて、下原下あるいは上の同意、あるいは説明はしたいという事で来られたわけでありまして。その時に、その説明につきましては、郷地区で区長会にお願いをしたいというふうな事でお二人に説明をしたわけでありまして。そういう事でありまして、どうかご理解を賜りたいと思います。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

末永議員の質問でございますが、共同申請あるいは周辺町内の問題につきましては、私自身が管理者会で整理すると、こういう事を申し上げましたけれども、へたに整理することはしないという事を答弁させて頂きたいというふうにあります。

●議長（松本義隆氏）

はい。花房副管理者。

△副管理者（花房昭夫氏）

再質問にお答えします。1月の6日に仮契約を実施したと、こういう事でその前日に管理者会を開いて協議をしたという事でございます。それぞれ、公正な手続きによって22年の1月の14日の臨時議会におきまして議会の方の議決を頂いたと、こういう事でございますので、自動的にそれが仮契約したものが成立するという事は避けると、そういう事もなしに議会の議決を頂いて期限内に処理をするという事でやってきておりますので、私はその事について、これは不法なやり方ではないというように理解をしておりますし、その正当な流れの中でできておるといふふうに考えております。以上です。

●議長（松本義隆氏）

はい、村上事務局長。

△事務局（村上事務局長）

はい。債務負担についてお答えいたします。同じ答えの繰り返しになろうかと思いますが、平成 27 年 12 月に完成、稼働という事を目指しますと、来年の 11 月議会。ここでは事業者を、この事業者にしたいという提案をいたしまして議決を頂きたい、と、なりますと、来年の 1 月の下旬には入札公告を出したいという事でお願いしとるわけでありまして、現段階では地域計画の中で費用を精査しておりますので、実質的な金額の把握が困難ということでお願いしているものでございます。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4 番 末永弘之君。

△4 番（末永弘之氏）

すいません時間がないんじゃないけど、ちょっとだけ延びるのを許して頂きたいと思いません。

まず最初に、本当言ったら反対討論の時間を頂きたいんですけど、まあ同じ事ですからこの場で言っときます。この分時間が延びるかと思いません。

議案 12 号と 13 号は先程から質問を繰り返しておりますように、いくつかの課題が残ったままになっておるとい気がしております。したがって、12 号 13 号ともに私とすれば反対という立場を申し上げておきますので、そういうふうには議会運営ではよろしくお願ひします。

さて、もう質問はしませんけれども、山崎副管理者が言われた答弁、ちょっとおかしいと言わにやいけんのですね。サブとしての同意をもらいに来たと、それは郷地区区長会だったらおうとると思うんです。郷地区区長会だったら。サブでもええんです。しかし、何べんも言よう。下原上と下の町内はサブでも何でもないんじゃないから。すでにもう、申請書類が出てしもうとるんじゃないけん、その申請書類にこの 2 つの周辺の代表者の名前がありますかぐらい聞かにやいけんがな。そう言よんですよ。しかも、サブで同意じゃいけんのじゃ下原上下は。何べんも言ようりますが。共同で申請する張本人でなきゃいけんのんじゃないから。ここへありますよ。公募条件が。この、あんた、公募されたこの書類を見てみられえ。どう書いとるか。ここへあるが。地元町内会及び周辺町内会の代表ならびに地権者の共同申請とすると。これが公募条件、これ以外の何にもないんじゃない。ここに、あんたは熟知しとんじゃないから、ある意味では久米の人を 2 人の人を指導せにやいけなんだんじゃ。副管理者として。あんたらのやつとる事は間違うとるがな、なにしょんならと。その返す刀で組合事務局に電話をかけて、この書類受け取ったらおかしいでとこういうて言うのが本来の副管理者の仕事だと指摘しておきます。なんでこれができるんだんか不思議でかありませんが。私みたいにあほでもわかる事ですがな。

更に、花房さん大変失礼ですが、言われてる意味はよう理解しました。しかし、仮契約したんじゃないけん、もう手遅れじゃいう事を 14 日の臨時会で、あなたの責任とは言いま

せん。あなたも含めた責任があると思いますけれども、まったく誰も聞いとらんから。しかも仮契約をした前日の管理者会議では、当時は正副会長会議でしたかな、でも、明日仮契約するいうて受けたかな、質問を、聞いてみたけど、どうもそれもやっとなるげにないんじゃ。一応早いこと契約して土地を買わにやいけまあ、まあ、市長選挙やこはあまり気にせえでもええわというくらいの論議があつたのは私も聞いとる。ところが、じゃあ明日契約しますけん仮契約を結びますいうような事は言わずに、まあ、先程ひやかし半分で、司法書士のベテランじゃけん、上手い事やりんさったなあ言うたけど、まさに、その手口がそこに見えるんですよ。そういう事だけ、今の管理者も副管理者も認識はしとってください。そういう、まあ、議会や市民を、まあ、たぶらかすというんか愚弄したとでもいうんか、手法がそこにもやっぱりあるというて末永がいうおっちゃんがひどう怒つとる事ぐらひは、よう認識しとってください。この事を申し上げて時間がきましたので質問を終わります。

●議長（松本義隆氏）

はい、先ほど末永弘之君の申し出につきまして、議事録をおこして検討した上で、またお答えを申し上げたいと思います。よろしく願います。以上で通告による質問、質疑は終わりました。討論については、通告がございません。

これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております日程第3の案件については、それぞれ分割して採決をいたします。

まず、議案第12号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、議案第12号については、原案のとおり認定することに決しました。次に、議案第13号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。この際、管理者よりご挨拶があります。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席いただき、ただ今は提案いたしました議案につきましてご議決を賜り、誠にありがとうございました。今後とも、新クリーンセンターの施設完成に向けまして最大限の努力をする所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほどを心よりお願い申し上げます。

て、ご挨拶といたします。本日は、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

●議長（松本義隆氏）

これもちまして、平成 23 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

午後 0 時 27 分閉会

地方自治法 1 2 3 条第 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 松本義隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員

北本周作議員は、平成 2 4 年 1 月 3 0 日逝去より署名できず。

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 岡本良市

平成 23 年 11 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 23 年 11 月 18 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①議案第 12 号 平成 22 年度決算と新 クリーンセンター事業について ②議案第 13 号 補正予算のあり方	管理者 副管理者 監査委員 管理者 事務局長